

島本町企業立地促進条例の概要

1 条例制定の目的

本町に立地する企業に対して奨励措置を講じることにより、企業の立地を促進し、本町の経済の活性化を図ることを目的としています。

2 対象事業

以下の事業の用に供する施設を対象とします。

(日本標準産業分類による)
製造業・情報通信業・運輸業・郵便業・卸売業・学術・開発研究機関・
その他産業の振興に資するものとして町長が特に認めるもの

3 要件

以下の要件のすべてに適合する企業のうち、適当と認めたものを指定し、奨励金の交付対象とします。

- ①新設（町内に建物を新築又は事業所を設置）又は移設（町内に事業所を有する企業が、既存の事業所を移転）した事業所
- ②事業所用地の敷地面積・・・500㎡以上
- ③建物の延べ床面積・・・500㎡以上
- ④投資固定資産総額（土地、家屋及び償却資産の取得価格の合計）・・・5,000万円以上
- ⑤事業所に公害の発生のおそれがない、又は公害の発生の防止に必要な措置を講じていること

4 奨励措置

奨励措置の内容については以下のとおりです。

| | |
|------|--|
| 交付期間 | 町税が課されることとなった最初の年度から5年間 |
| 交付金額 | 土地、家屋、償却資産に課される固定資産税・都市計画税の2分の1相当額 |
| 交付時期 | 企業の立地をした事業所の事業開始に伴い、当該指定事業者に対して課される町税が完納された年度以降に交付 |

5 対象区域

町内全域とします。（事業所の建物用途については、法律の制限があります。）

6 申請の流れ

